

# 四街道市第5回農業委員会議事録

令和3年8月6日(金)

## 第5回農業委員会総会会議次第

日時： 令和3年 8月 6日  
午後 2時00分より  
場所： 福祉センター3階第1会議室

### 1. 開 会

### 2. 会 長 挨 拶

### 3. 議事録署名委員の指名

1 番 中 村 礼 奈 委 員

2 番 永 野 久 雄 委 員

### 4. 議 事

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見について

議案第2号 令和3年度第5次農用地利用集積計画（案）の決定について

協議報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について

協議報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について

協議報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

協議報告第4号 農地の転用事実に関する照会に対する専決処分について

協議第1号 生産緑地のあっせんについて

### 5. そ の 他

### 6. 閉 会

出席委員（10名）議席順

1 番 中 村 礼 奈	2 番 永 野 久 雄
3 番 中 村 永 治	5 番 細 野 裕 樹
6 番 佐 藤 慎 一	7 番 小 金 井 貞 夫
8 番 江 原 清	1 0 番 三 石 浩
1 3 番 林 田 静 治	1 5 番 橋 本 豊

欠席委員（4名）議席順

9 番 佐 藤 由美子	1 1 番 海 保 芳 久
1 2 番 井 岡 信 夫	1 4 番 岡 田 英 明

会議に出席した事務局職員の職・氏名

事務局長	仲田 鋼太
局長補佐	渡辺 弘之
主任主事	酒井 哲也
主事	遅澤 瑞希

# 令和3年度第5回 定例農業委員会総会議事録

日時：令和3年8月6日（金）

午後 2時00分より

場所：福祉センター3階 第1会議室

## 1. 開 会

○議 長（江原会長） 令和3年度第5回定例農業委員会総会を開会いたします。

## 2. 定数の確認と議事録署名委員の指名

○議 長 本日の出席委員は10名ですので、会議規則第9条の規定により過半数を超えておりますので、総会の成立することをご報告いたします。

次に、本日の議事録署名委員は1番中村礼奈委員、2番永野委員にお願いいたします。

本日は傍聴者がおりませんことをご報告いたします。

## 3. 議 事

○議 長 議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見について」の整理番号1項を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 1ページをお開き下さい。

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見についての整理番号1項について説明いたします。

申請地は、吉岡の畑で住宅の用又は事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されるところです。

土地利用計画は、4,816平方メートルの畑に約30台分の重機置き場を建設するものです。周辺は工業団地として造成工事が完了していることから、取得後整地し、周りにフェンス及び門を設置する計画です。当該地の前面道路は大型車両も出入りできる幅があり、重機乗降の際の安全性、音や振動等の問題も解決できると考えました。

用水は使用せず、排水も敷地内処理とします。工事中は周囲に被害が及ばないよう防災計画を立て施工します。隣接する農地はありません。

資金については、自己資金及び借入金で賄うこととし、金融機関の残高証明書及び融資見込書により確認しております。信用につきましては、過去に重大な違反行為はありませんでした。他法令関係ですが、埋立は行わないので、市の残土条例には該当いたしません。

位置につきましては、15ページ及び16ページの案内図をご覧ください。

説明は以上です。

○議 長 議案第1号整理番号1項につきまして、去る8月2日に第2班による事前調査会が行われております。

班長の細野委員、説明をお願いいたします。

○細野委員 8月2日に、事前調査を行いました。現地の状況については、昨今の社会状況や保健衛生上の観点から、写真による確認を実施しました。

詳細については地区担当の永野委員から説明をお願いします。

○議 長 続いて、地区担当の永野委員、説明をお願いします。

○永野委員 2番永野です。本案件は、転用を伴う所有権の移転の許可申請であり、昭和60年頃に鷹の台の団地造成の際に工業地域としての造成を行った所です。先程事務局から説明がありましたとおり、隣接する農地は無く、また前面の道路は9メートル道路であり、大型の重機30台分を置くには好立地と代理人の方は申しておりました。

今回の申請地は、県道浜野四街道長沼線、四街道市内から南進する事5キロメートル位、吉岡十字路を直進し鷹の台方面に向かい、京成の車庫のある交差点から、1つ目の信号を右折して100メートル程入った所です。

静寂な工業地帯の中で、大型重機の積み込みや荷下ろしについて、夜間はやらないという事ですので、支障は無いと思います。また隣接の農地もないという事ですので、地元委員としては許可相当と考えております。

ご出席の委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくをお願いいたします。

○議 長 議案第1号整理番号1項につきまして、事務局及び班長、地区担当委員から説明がありました。

質問等はございますか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、採決を行います。議案第1号整理番号1項につきまして、許可相当として、県に進達することに賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第1号整理番号1項につきましては、可決いたします。

○議 長 次に、議案第1号の整理番号2項を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 整理番号2項について説明いたします。

申請地は、吉岡の畑で住宅の用又は事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されるところです。

譲受人は、千葉市花見川区大日町において建設機械と資材の置き場を所有していますが、事業拡大に伴い手狭になったことから、利便性の良い四街道エリアで、作業の効率化と受注容量の増加を図るため、当該用地の購入を計画しました。

申請地は、4,850平方メートルの畑で、建設機械及び資材置き場として使用するものです。大通りに面していることから利便性が高く、周辺ではすでに同類の事業者が事業を展開しており、環境的にも適していると考えました。

敷地内は、整地後に砕石舗装し、盛り土はしません。用水は使用せず、雨水は敷地内において自然浸透させます。隣接の農地はありません。外周は高さ3メートルの安全鋼板を設置し、土砂、砂塵等の流出を防止します。

資金については、自己資金で賄うこととし、金融機関の残高証明書により確認しております。信用につきましては、過去に重大な違反行為はありませんでした。他法令関係ですが、埋立は行わないので、市の残土条例には該当いたしません。

位置につきましては、15ページ及び17ページの案内図をご覧ください。

説明は以上です。

○議長 議案第1号整理番号2項について、去る8月2日に第2班による事前調査会が行われております。

班長の細野委員、説明をお願いいたします。

○細野委員 8月2日、事前調査会を実施いたしました。本件についても、先程と同じ理由で区域その他については、写真による確認を行ったという事でございます。

詳細については、地区担当の永野委員からお願いいたします。

○議長 続いて、地区担当の永野委員説明をお願いします。

○永野委員 2番永野です。この案件につきましても転用を伴う所有権の移転の許可申請です。詳細については、事務局及び班長の申したとおりです。地元委員としては同じ吉岡の地域で県道また前面の道路が広いという条件が揃いますと、不動産屋が斡旋するのか事業主つまり譲受人が不動産屋に斡旋をお願いしているのか、ここも建設用の資材置場としては非常に好位置というふうに思ったのでしょう。

農地法の観点からいいますと、3方道路に囲まれておりますし、農地に隣接することもないので問題は無いと思います。これから増々農業従事者が減っていくと、こういう立地の良い所は、どんどん農地が減少していくというのは、吉岡地区に限らずどの地域でも起こりうる事ではないかと思えます。従いまして、どの様に農地を護るかとなると、これは個々の所有者の考

え方によりますが、残された農地に対して農業委員会としては、許可相当のものはやらざるを得ないと認識はしていますが、私自身としては、この用地が5条の申請に対して許可相当と考えておりますが、委員の皆さん宜しく願いいたします。

○議 長 議案第1号整理番号2につきまして、事務局及び班長、地区担当委員から説明がありました。

質問等はございますか。

○議 長 林田委員。

○林田委員 13番林田です。現況が畑となっておりますが作物を作っていたかどうかは判りますか。

○議 長 永野委員。

○永野委員 2番永野です。私も40年近くこの地を見ておりますが、当初は作物を作っておりました。しかし、どういう訳か、いつの間にか雑草が茂り、最近はやっている形跡は無いと思います。

譲渡人が四街道市内の方でないところを見ると、所有権が相続等により発生してこの方になっている等、やむを得ない事情かなと思っています。

○議 長 他に質問等はございますか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、採決を行います。

議案第1号整理番号2項につきまして、許可相当として、県に進達することに賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第1号整理番号2項につきましては可決いたします。

○議 長 次に、議案第2号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局 2ページをお開き下さい。

議案第2号 令和3年度第5次農用地利用集積計画(案)の決定について、四街道市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、令和3年度第5次農用地利用集積計画の決定を求められたものです。

3ページをお開き下さい。

令和3年度第5次農用地利用集積計画(案)です。今回は、更新3件となります。また、借受者は、1人と1法人になります。

番号1につきましては、大日の畑2筆で更新、利用権は賃借権、終期は令和8年8月31日となります。

番号2につきましては、鹿放ヶ丘の畑2筆で更新、利用権は賃借権、終期は令和6年8月31日となります。

番号3につきましては、鹿放ヶ丘の畑2筆で更新、利用権は賃借権、終期は令和6年8月31日となります。

4ページは、利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等です。内容は記載のとおりです。説明は以上です。

○議 長 議案第2号につきまして、事務局から説明がありました。  
質問等はございますか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、採決を行います。  
議案第2号につきまして、賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第2号につきましては可決いたします。

○議 長 次に協議報告に入ります。協議報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について」  
事務局の説明をお願いします。

○事務局 5ページをお開き下さい。

協議報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について、事務局処務規程第7条に基づき専決処分したので報告いたします。

整理番号1項と2項の2件です。いずれも市街化区域内の農地の所有権を有する者が、自らの農地を、公衆用道路、専用住宅に転用するという届出です。内容は記載のとおりです。

説明は以上です。

○**議 長** 次に、協議報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」

事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 6ページをお開き下さい。

協議報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について、事務局処務規程第7条に基づき専決処分したので報告いたします。

整理番号1項から8ページの整理番号9項までの9件です。いずれも市街化区域内の農地の所有権を有する者以外の者が、権利の移転を受けて専用住宅8件、公衆用道路1件に転用するという届出です。内容は記載のとおりです。

説明は以上です。

○**議 長** 次に、協議報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」

事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 9ページをお開き下さい。

協議報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法の規定による解約の通知があったので報告します。

この解約の理由につきましては、農地転用の申請を予定しているとのことでした。内容は記載のとおりです。

説明は以上です。

○**議 長** 次に、協議報告第4号「農地の転用事実に関する照会に対する専決処分について」

事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 10ページをお開き下さい。

協議報告第4号 農地の転用事実に関する照会に対する専決処分について、千葉地方法務局より4件の農地の転用事実に関する照会があったので、現地調査を行い、調査の結果を回答したので報告いたします。

整理番号1項は、7月9日に中村永治委員と事務局で現地確認し、非農地と回答いたしました。

整理番号2項は、7月9日に細野委員と事務局で現地確認し、非農地と回答いたしました。

整理番号3項は、7月16日永野委員と事務局で現地確認し、農地と回答いたしました。

整理番号4項は、3項と隣接する土地ですが、7月16日永野委員と事務局で現地確認し、非農地と回答いたしました。内容は記載のとおりです。

説明は以上です。

○**議 長** 協議報告第1号から4号について、事務局から説明がありました。

質問はございますか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、協議報告第1号から4号は、終了いたします。

○議 長 次に、協議第1号「生産緑地のあっせんについて」事務局の説明をお願いします。

○事務局 11ページをお開き下さい。

協議第1号 生産緑地のあっせんについて、生産緑地法第17条の2に基づき、四街道市長から生産緑地のあっせんについて農業委員会に協力を求められたものです。

12ページをお開きください。

生産緑地の取得の斡旋広告です。所在地につきましては、13ページ及び14ページの案内図等をご覧ください。当該地は、和良比の畑690平方メートルで、売渡希望価格は1億円で、平米単価にすると約14万5千円です。

買取者の資格は、農業に従事でき、農地法第3条による許可の取得が見込まれる者です。申出期限は令和3年9月2日木曜日です。

なお、今回の斡旋が不調であった場合は、生産緑地が解除され、土地所有者により農地転用等の処分が可能となります。内容は記載のとおりです。

説明は以上です。

○議 長 協議第1号について、事務局から説明がありました。質問はございますか。

○議 長 細野委員。

○細野委員 5番細野です。地主さんの意図はお分かりですか。

○議 長 事務局。

○事務局 今回、耕作を行っていた方の身体に支障があり、耕作できない状況となったため、医師の診断書を添え、生産緑地の斡旋と解除に向けた申請をされたという事です。

○議 長 他に質問はありませんか。

(質問・意見なし)

○議 長 それでは質問が無いようですので、協議第1号は終了いたします。

○議 長 以上で、本日の議案及び協議報告、そして協議については、終了いたします。

#### 4. その他

○議 長 次に、その他に入ります。委員から何かございますか。

○議 長 事務局から何かありますか。

○議 長 次に、会議次第の裏面をご覧ください。

9月の開催予定については、事前調査会が9月1日の水曜日に、第3班の委員にお願いします。また、総会が9月8日の水曜日の午後2時から、場所は福祉センター3階第1会議室です。

農地相談日は9月1日を予定しておりますので、担当委員は、事務局から連絡がありましたらお願いします。

#### 5. 閉 会

○議 長 以上で、本日の日程はすべて終了いたしましたので会議を閉会いたします。

閉会午後2時33分

令和3年 8月 6日

農業委員会長

㊟

議事録署名委員

1 番

㊟

2 番

㊟